

ノロウイルスによる感染性胃腸炎の予防

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生していますが、特に冬季に流行します。

◆感染経路・症状

ノロウイルスは手指や食品などを介して、経口で感染し、ヒトの腸管で増殖します。症状として、おう吐、下痢、腹痛などを引き起こします。健康な方は軽症で回復しますが、子どもやお年寄りなどでは重症化したり、吐瀉を誤って気道に詰まらせて死亡することがあります。

◆治療

ノロウイルスについてはワクチンがなく、また、治療は輸液などの対症療法に限られます。特に、体力の弱い乳幼児、高齢者は、脱水症状を引き起こしたり、体力を消耗したりしないように水分と栄養の補給を十分に行いましょう。脱水症状がひどい場合には病院で輸液を行います。止しゃ薬(下痢止め)は、病気の回復を遅らせることがあるので使用しないことが望ましいでしょう。

◆予防法

1. 手洗いの励行
手洗いは、手指に付着しているノロウイルスを減らす最も有効な方法です。調理を行う前、食事の前、トイレに行った後、下痢等の患者の汚物処理やオムツ交換を行った後には必ず行いましょう。

2. 患者のふん便や吐ぶつ

患者のふん便や吐ぶつには、大量のウイルスが含まれています。ふん便や吐ぶつを処理する場合、処理した人がノロウイルスに感染しないように、ペーパータオルやビニール袋などを事前にしっかりと準備しましょう。

3. 清潔さを保つ

ノロウイルスは感染力が強く、環境(ドアノブ、カーテン、リネン類、日用品など)からもウイルスが検出されます。必要に応じて環境の消毒を行いましょう。

※特に子どもや高齢者の方など抵抗力の弱い方は、加熱が必要な食品は中心部までしっかりと加熱して食べましょう。また、生鮮食品や調理器具は十分に洗浄・殺菌を行います。

◆問合先

- 本 健康増進課 ☎(25)3511
- 大 健康福祉課 ☎(45)1788
- 藤 健康福祉課 ☎(62)0904
- 都 健康福祉課 ☎(29)1103
- 西 健康福祉課 ☎(92)0311
- 岩 健康福祉課 ☎(55)7781



特定健康診査・健康診査の受診

特定健康診査(国民健康保険加入者)、健康診査(後期高齢者医療制度加入者)を実施

しています。生活習慣病の発症を防ぐためにも、健康診査による健康管理が必要で、毎年受診して、健診結果の変化を参考に生活習慣を改善しましょう。

今年度の受診は、平成28年1月31日までです。まだ受診をしていない方は、是非受診してください。集団健診を受ける場合には左記に問合せください。個人健診の場合には、直接指定の医療機関に問い合わせください。

※受診の際は受診券が必要になります。受付の際には、必ず受診券と被保険者証を提示してください。受診券がお手元ない場合は再度送付しますので、問合先へ連絡ください。受診につきましては、集団健診または個別検診のどちらか一方の選択です。

◆問合先

- けんしんパスポートに関すること
- 本 健康増進課 ☎(25)3511
- 受診券に関すること
- 本 保険医療課 ☎(21)2131
- 特定健康診査 ☎(21)2131
- 後期高齢者医療健康診査 ☎(21)2136

◆問合先

- 大 生活環境課 ☎(43)9216
- 藤 生活環境課 ☎(62)0903
- 都 生活環境課 ☎(29)1102
- 西 生活環境課 ☎(92)0307
- 岩 生活環境課 ☎(55)7754

◆問合先

- 本 健康増進課 ☎(25)3511
- 大 健康福祉課 ☎(45)1788
- 藤 健康福祉課 ☎(62)0904
- 都 健康福祉課 ☎(29)1103
- 西 健康福祉課 ☎(92)0311
- 岩 健康福祉課 ☎(55)7759

第2回栃木市総合教育会議の開催

12月21日(月)14時

◆場所 議会議室
※会議は原則公開で開催します。

◆問合先

- 本 総合政策課 ☎(21)2305
- 本 教育総務課 ☎(21)2461

市税等の特別巡回徴収

12月は「市税等徴収強化月間」として、徴収強化に取り組んでいます。滞納がある方は、すみやかに納付をお願いします。なお、納付や相談等がない場合には、12月に市職員が徴収のため訪問します。再三の催告や訪問による徴収にも応じない場合、法令に基づく財産の滞納処分(差押・公売など)を行う場合があります。事情により納付が困難な場合には、納税相談にお越しください。納期限内での納付について皆さんのご協力をお願いします。

◆問合先

- また、左記の期間、特別巡回徴収に伴う夜間・休日納税相談窓口を開設します。
- 本庁
- 平日 12月4日(金)～21日(月)17時15分～19時
- 休日 12月13日(日)・19日(土)9時～16時

- 支所
- 平日 12月11日(金)・18日(金)17時15分～19時
- 休日 12月19日(土)9時～16時
- ◆問合先
- 本 収税課 ☎(21)2281
- 大 税務課 ☎(43)9208
- 藤 税務課 ☎(62)0902
- 都 税務課 ☎(29)1101
- 西 地域まちづくり課

学校給食用物資納入指定希望申請

市内の学校給食調理場で使用する物資の納入は、公正・公平性を期するため、青果物、鮮魚、食肉、豆腐・こんにゃくおよび麺類の納入業者について、すべて指定希望者から申請することになって

います。希望する場合は、左記の申請日時に申請してください。

◆対象

原則、市内に主たる事業所を有し、物資を納入できる方が対象です。市物品購入等入札参加資格審査申請及び小規模等契約希望者登録(市内本店業者のみ)の手続きを済ませた方

◆指定期間

平成28年度1年間

◆申請日時

平成28年1月7日(木)～21日(木)9時～17時(土日祝日除く)

◆問合先

- ※指定希望申請書は、本校教育課及び学校給食センターにあります。現在各調理場へ納入されている方には、別途申請書を配布します
- 本 学校教育課 ☎(21)2480

藤岡渡良瀬運動公園陸上競技場の芝生部分貸し出し休止のお知らせ
平成28年1月5日(火)～3月31日(木)の間、芝生養生のために貸し出しを休止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

栃木市景観計画に基づく景観重要建造物等の指定制度

景観まちづくりに取り組んでいる本市では、4月1日より、景観法に基づく「栃木市景観計画」を施行しています。

愛着の持てる景観まちづくりには、地域のシンボルとなっているような建造物や樹木が重要な役割を果たします。この計画では、良好な景観形成を図るうえで特に重要な建造物や樹木について、提案等により「景観重要建造物」や「景観重要樹木」に指定し、保全と活用を支援します。保全に係る経費の一部に対し補助金を受けることもできますので、ぜひ活用ください。詳細は問合先または市ホームページにて。

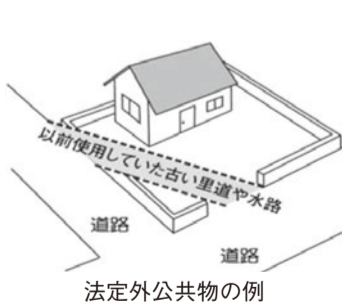
◆問合先

- 本 都市計画課 ☎(21)2431

法定外公共物(赤道、水路等)利用(使用)の際のお願い
市所有の法定外公共物の適正な管理を図るため、法定外公共物を利用した工作物、構造物などの設置行為、並びに用途廃止、払下げなどは市の許可が必要となります。また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用したりするなどの場合には、5万円以下の過料が課せられることがありますので、市の許可を受けてから使用してください。※具体例については広報とちぎ7月号8頁を参照ください。

◆問合先

- 本 道路課 ☎(21)2404
- 大 都市整備課 ☎(43)9214
- 藤 都市建設課 ☎(62)0908
- 都 都市建設課 ☎(29)1105
- 西 産業建設課 ☎(92)0314
- 岩 都市建設課 ☎(55)7767



青年海外協力隊員 表敬訪問

9月24日(木)、2年間青年海外協力隊員として、カンボジア王国に派遣される市内在住の土屋麻美さん(写真・右)が、赤羽根副市長を表敬訪問されました。土屋さんは、タケオ州教育青年スポーツ局に配属され、マリーチングバンドの指導や小学校教員養成校の音楽教員に対する支援を行います。赤羽根副市長は、「貢献しようとする志が素晴らしい。そのかけがえのない経験を本市に還元してもらいたい。」と激励の言葉をかけました。ご活躍を期待しております。



◆問合先

- 生涯学習課 ☎(21)2489
- 国民参政125周年・普通選挙90周年・婦人参政70周年・総務大臣感謝状受賞
- 前選挙管理委員会委員の若林祐市さんが、国民参政125周年・普通選挙90周年・婦人参政70周年の記念表彰で、総務大臣感謝状を受賞されました。若林さんは、17年の長きにわたり、選挙の管理執行及び選挙の啓発運動に力を尽くされました。多年にわたる民主政治の確立のために尽力された功績が評価され、今回の表彰となりました。
- ◆問合先 選挙管理委員会事務局 ☎(21)2531

とち介商品券の
(栃木市プレミアム付き商品券)
有効期間は
平成28年1月31日(日)まで

◆問合先 栃木市商工経済団体連絡協議会 ☎(23)3131
本 商工観光課 ☎(21)2371